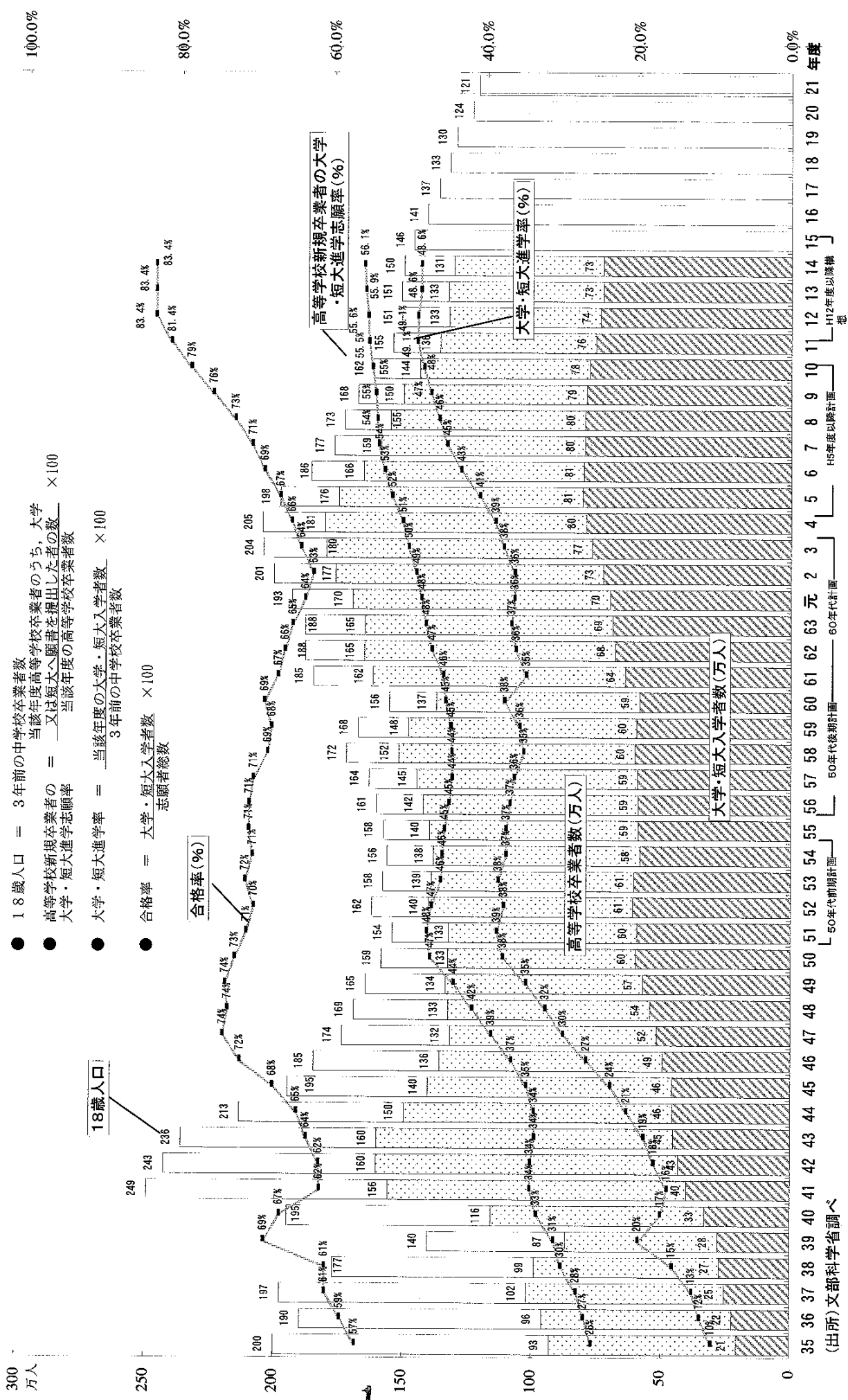


薬学教育関係参考資料

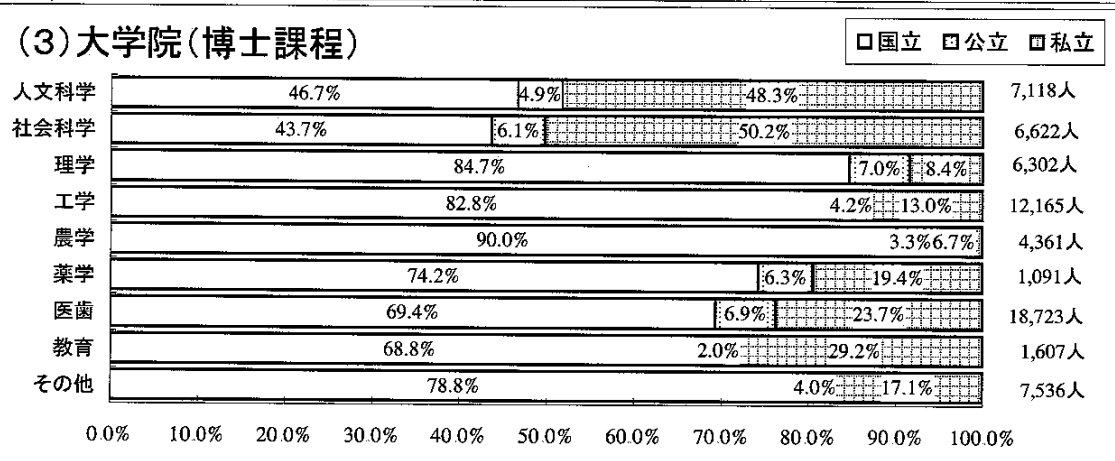
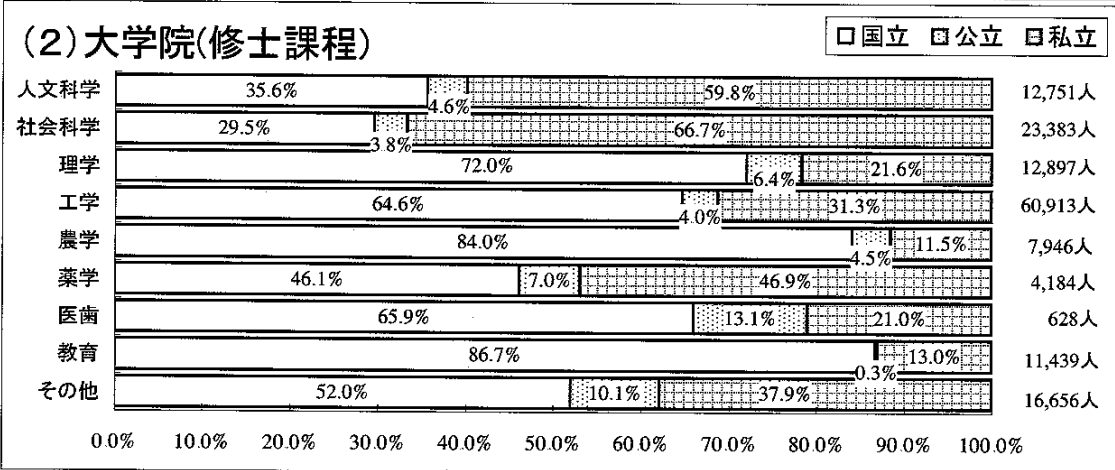
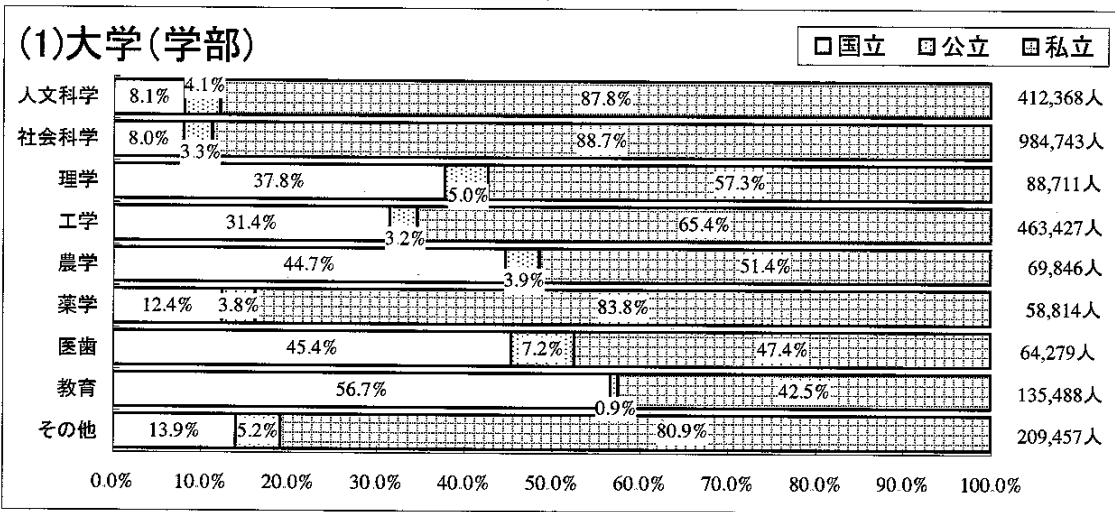
目 次

大学・短期大学の規模等の推移	1
学科・専攻分野別－学生数の設置者別構成	2
卒業者の進路	3
薬科大学（薬学部）と大学院の現状	4
薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成14年度）	5
大学院薬学系研究科の現状	6
薬科大学（薬学部）及び大学院（修士課程）の状況	8
薬科大学学部卒業生・薬科大学大学院修士課程修了生就職動向	10
平成13年度病院等実務実習実施状況調	18
我が国と欧米諸国における薬剤師養成課程の比較について	20
参照条文	21
大学設置基準	23
薬学教育の改善について（最終まとめ）平成8年3月	35
医学・歯学教育の改革	46
臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム	47

大学・短期大学の規模等の推移



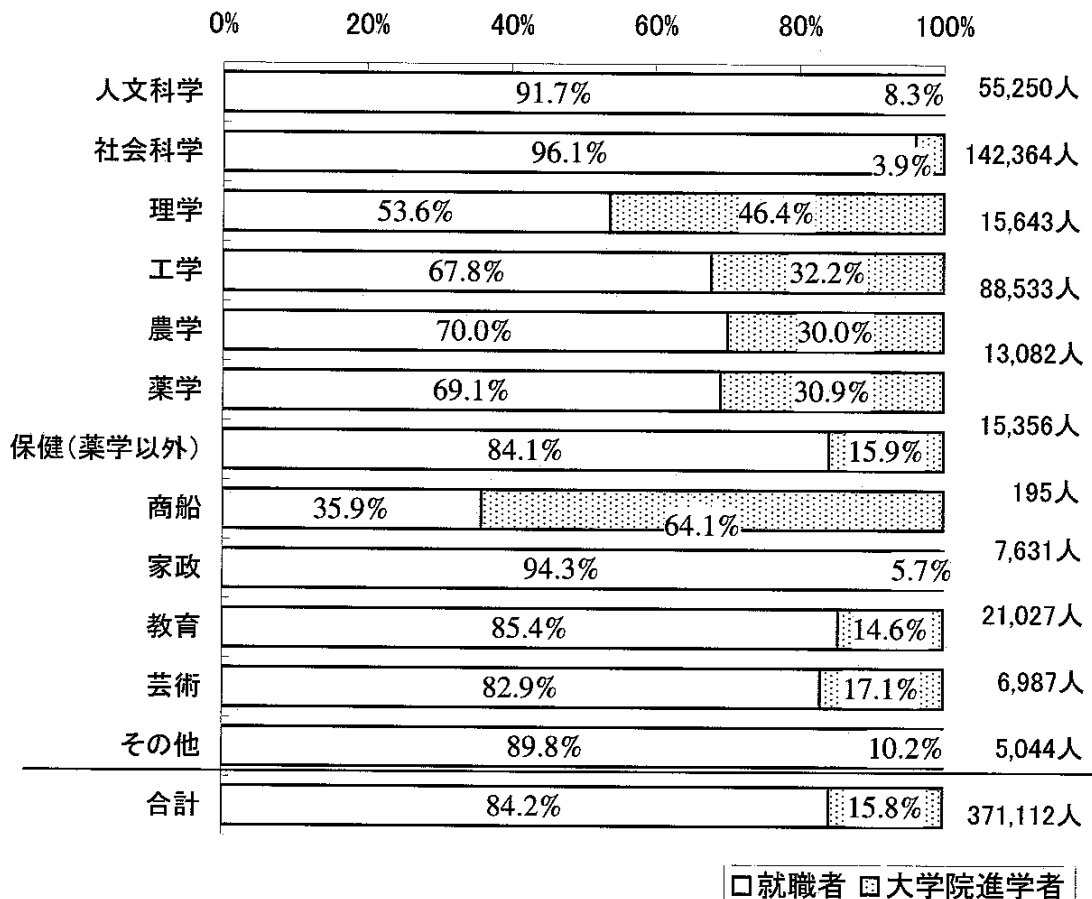
学科・専攻分野別一学生数の設置者別構成



(注) その他は、商船、家政、芸術等を含む。
 (出所) 文部科学省「学校基本調査」(平成13年度版)

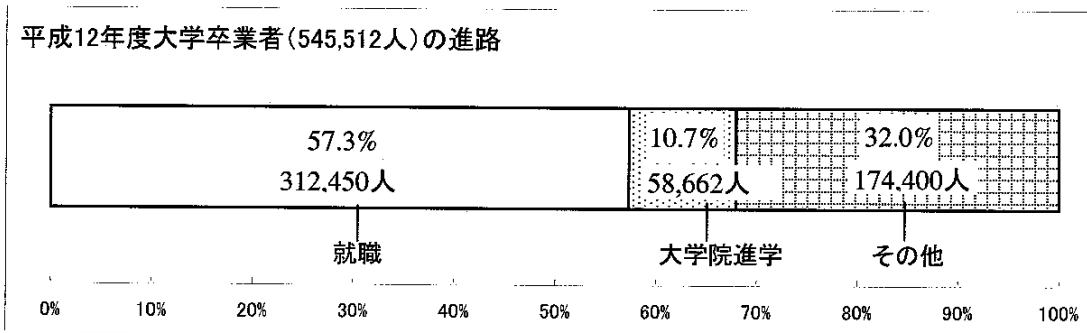
卒業者の進路

学部



(参考)

平成12年度大学卒業生(545,512人)の進路



(注) その他には、大学の学部・短期大学の本科、大学・短期大学の専攻科及び別科への進学者、臨床研修医(予定者を含む)、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳の者、進学も就職もしていない者等が含まれる。

(出所) 文部科学省「学校基本調査」(平成13年度)

○ 薬科大学（薬学部）と大学院の現状

(平成14年度)

区分	大学数	学 部		大 学 院			
				修 士		博 士	
		学部数	入学定員	研究科数	入学定員	研究科数	入学定員
国 立	14大学	14	1,135人	14 (14)	797人 (340)	14 (10)	297人 (116)
公 立	3大学	3	340人	3 (2)	181人 (52)	3 (2)	46人 (13)
私 立	29大学	29	6,635人	28 (15)	1,036人 (316)	28 (6)	186人 (32)
計	46大学	46	8,110人	45 (31)	2,014人 (708)	45 (18)	529人 (161)

※ ()内は、医療薬学関係専攻を持つ研究科数及び医療薬学関係専攻の入学定員で内数。

○ 薬学系大学院修士課程（最近の医療薬学関係専攻の整備状況）

平成9年度	54人	
国立	54人	千葉大学, 東京大学, 京都大学
平成10年度	131人	
国立	59人	北海道大学, 大阪大学, 熊本大学
私立	72人	城西大学, 昭和大学, 昭和薬科大学, 徳島文理大学
平成11年度	101人	
国立	81人	東北大学, 広島大学, 九州大学, 長崎大学
私立	20人	京都薬科大学
平成12年度	48人	
国立	13人	富山医科薬科大学
私立	35人	北海道薬科大学, 星薬科大学
平成13年度	62人	
公立	32人	名古屋市立大学
私立	30人	共立薬科大学
平成14年度	40人	
公立	20人	静岡県立大学
私立	20人	神戸薬科大学

薬科大学（薬学部）学科別一覧（平成14年度）

[国立]

	大学名	薬学部	
		学科名	定員
1	北海道大学	総合薬学科	80
2	東北大学	総合薬学科	80
3	千葉大学	総合薬品科学科	80
4	東京大学	薬学科	80
5	富山医科薬科大学	薬科学科	105
6	金沢大学	総合薬学科	80
7	京都大学	総合薬学科	80
8	大阪大学	総合薬学科	80
9	岡山大学	総合薬学科	80
10	広島大学（医学部）	総合薬学科	60
11	徳島大学	薬学化学科 製薬化学科	40 40
12	九州大学	総合薬学科	80
13	長崎大学	薬科学科	80
14	熊本大学	薬科学科	90
計			1,135

[公立]

	大学名	薬学部	
		学科名	定員
1	岐阜薬科大学	厚生薬学科 薬造薬学科	60 60
2	静岡県立大学	薬学科学科	60 60
3	名古屋市立大学	薬学科学科 製薬科学科	50 50
計			340

[私立]

	大学名	薬学部	
		学科名	定員
1	北海道医療大学	総合薬学科	160
2	北海道薬科大学	薬学科学科 生物薬科学科	100 60
3	東北薬科大学	薬学科学科 薬学生薬科学科 製薬科学科	120 120 120
4	城西大学	薬学科学科	150 150
5	北里大学	薬学科学科 製薬科学科	120 120
6	共立薬科大学	薬学科学科 生物薬科学科	100 60
7	昭和大学	薬学科学科 生物薬科学科	100 80
8	昭和薬科大学	薬学科学科 生物薬科学科	120 120
9	帝京大学	薬学科学科 生物薬科学科	120 120
10	東京薬科大学	薬学科学科 薬学生薬科学科 製薬科学科	240 120 60
11	東京理科大学	薬学科学科 製薬科学科	80 80
12	東邦大学	薬学科学科 衛生薬科学科	140 80
13	日本大学	薬学科学科 生物薬科学科	120 60
14	星薬科大学	薬学科学科 衛生薬科学科	120 120
15	明治薬科大学	製薬科学科 衛生薬科学科 薬学科学科	120 120 120
16	新潟薬科大学	薬学科学科 衛生薬科学科	70 50
17	北陸大学	薬学科学科 衛生薬科学科	140 140
18	名城大学	薬学科学科 医療薬科学科	115 115
19	京都薬科大学	薬学科学科 薬化学科 生物薬科学科	120 120 120
20	大阪薬科大学	薬学科学科 製薬科学科	120 120
21	近畿大学	薬科学科	150
22	摂南大学	衛生薬科学科 薬学科学科	120 100
23	神戸学院大学	薬学科学科 生物薬科学科	115 60
24	神戸薬科大学	薬学科学科 衛生薬科学科	120 120
25	武庫川女子大学	薬学科学科 生物薬科学科	120 60
26	福山大学	薬学科学科 生物薬科学科	80 70
27	徳島文理大学	薬学科学科 衛生薬科学科	140 90
28	第一薬科大学	薬学科学科 製薬科学科	160 100
29	福岡大学	薬学科学科 製薬化学科	120 60
計			6,635

合 計

8,110

大学院薬学系研究科の現状

(平成14年度)

大 学	修 士	博 士	医療薬学系専攻	設置	修 士	博 士	備 考
北 海 道	43	20	医療薬学	10	13	6	
東 北	57	26	医療薬科学	11	19	9	
千 葉	67	13	医療薬学	9	22		H13研究部へ改組
東 京	81	36	生命薬学	9	20	9	
富山医科薬科	46	21	臨床薬学	12	16	7	
金 沢	63	20	医療薬学	8	24		
京 都	65	29	医療薬科学	9	16	7	
大 阪	70	32	応用医療薬科学	10	30	14	
岡 山	53	17	医療薬学	7	20		
広 島	43	12	薬学	14	43	12	
徳 島	38	11	医療薬学	8	18	8	
九 州	55	26	医療薬科学	11	30	14	H12研究部へ改組
長 崎	53	23	生命薬科学	14	53	23	
		[11]					
熊 本	63	11	臨床薬学	10	16	7	
国立 計	797	[11] 297			340	116	
岐 阜 薬 科	34	8					
静 岡 県 立	75	20	医療薬学	14	20	5	
名 古 屋 市 立	72	18	医療機能薬学	13	32	8	
公立 計	181	46			52	13	

- 注 1 金沢大学の博士課程は、自然科学研究科生命科学専攻
 2 岡山大学の博士課程は、自然科学研究科生体機能科学専攻
 3 熊本大学博士課程の[]は、平成15年度受入れ開始で外数。

(平成14年度)

大 学	修 士	博 士	医療薬学系専攻	設置	修 士	博 士	備 考
北海道医療	40	4	医療薬学	8	24		
北海道薬科	20	3	臨床薬学	12	10		
東北薬科	10	5					
城西	48	6	医療薬学	10	24		
北里	40	10					
共立薬科	60	6	医療薬学	13	30	3	
昭和	60	16	医療薬学	10	30	8	
昭和薬科	40	6	医療薬学	10	10		
帝京	24	6					
東京薬科	70	8	医療薬学	56	20		
東京理科	50	6					
東邦	25	5	医療薬学	54	25	5	
日本	20	4					
星薬科	53	14	医療薬科学	12	25	6	
明治薬科	60	15	臨床薬学	8	20	5	
新潟薬科	10	3					
北陸	20	5					
名城	60	10	医療薬学	8	30		
京都薬科	82	8	臨床薬学	11	20		
大阪薬科	30	5					
近畿	12	5					
摂南	18	4					
神戸学院	30	4					
神戸薬科	56	6	医療薬科学	14	20		
武庫川女子	24	3					
福山	20	5	医療薬学	62	20	5	
徳島文理	26	4	医療薬学	10	8		
第一薬科							
福岡	28	10					
私立計	1,036	186			316	32	
国公私合計	2,014	529			708	161	

注 神戸学院大学の博士課程は、食品薬品総合科学研究科食品薬品総合科学専攻

薬科大学(薬学部)及び大学院(修士課程)の状況

平成13年度

	国立大学	公立大学	私立大学	計
大学数	14	3	29	46
(うち単科大学)	(0)	(1)	(12)	(13)
学部数	14	3	29	46
学科数	16	6	60	82
学部 入学定員(比率)	1,135 (14.3%)	340 (4.3%)	6,435 (81.4%)	7,910 (100.0%)
志願者数(倍率)	7,467 (6.6倍)	4,493 (13.2倍)	112,031 (17.4倍)	123,991 (15.7倍)
入学者数	1,125	403	8,197	9,725
男(男女比率)	552 (49.1%)	202 (50.1%)	3,081 (37.6%)	3,835 (39.4%)
女(男女比率)	573 (50.9%)	201 (49.9%)	5,116 (62.4%)	5,890 (60.6%)
【学部卒業後の状況】				
卒業者数	1,157	374	6,996	8,527
進学者(率)	782 (67.6%)	157 (42.0%)	1,211 (17.3%)	2,150 (25.2%)
男(男女比)	488 (62.4%)	100 (63.7%)	708 (58.5%)	1,296 (60.3%)
女(男女比)	294 (37.6%)	57 (36.3%)	503 (41.5%)	854 (39.7%)
就職者(率)	293 (25.3%)	176 (47.0%)	4,338 (62.0%)	4,807 (56.4%)
男(男女比)	75 (25.6%)	48 (27.3%)	1,218 (28.1%)	1,341 (27.9%)
女(男女比)	218 (74.4%)	128 (72.7%)	3,120 (71.9%)	3,466 (72.1%)
その他の者(率)	82 (7.1%)	41 (11.0%)	1,447 (20.7%)	1,570 (18.4%)
大学院(修士)				
入学定員(比率)	749 (39.1%)	161 (8.4%)	1,004 (52.5%)	1,914 (100.0%)
大学院入定/学部入定	66.0%	47.4%	15.6%	24.2%
志願者数(倍率)	1,433 (1.9倍)	220 (1.4倍)	1,342 (1.3倍)	2,995 (1.6倍)
入学者数	1,018	155	1,049	2,222
男(男女比)	607 (59.6%)	97 (62.6%)	628 (59.9%)	1,332 (59.9%)
女(男女比)	411 (40.4%)	58 (37.4%)	421 (40.1%)	890 (40.1%)
入定充足率	135.9%	96.3%	104.5%	116.1%
【修士修了後の進路】				
進学者(率)	217 (26.0%)	14 (10.4%)	70 (8.9%)	301 (17.2%)
男(男女比)	166 (76.5%)	12 (85.7%)	57 (81.4%)	235 (78.1%)
女(男女比)	51 (23.5%)	2 (14.3%)	13 (18.6%)	66 (21.9%)
就職者(率)	575 (68.9%)	108 (80.6%)	632 (80.3%)	1,315 (74.9%)
男(男女比)	307 (53.4%)	73 (67.6%)	357 (56.5%)	737 (56.0%)
女(男女比)	268 (46.6%)	35 (32.4%)	275 (43.5%)	578 (44.0%)

(注) 東京大学薬学部(入定80人)の1、2年次は、教養(理Ⅱ)に属していることから、学部の志願者数及び入学者数は東京大学を除いて算出。

薬科大学(薬学部)及び大学院(修士課程)の状況

平成12年度

	国立大学	公立大学	私立大学	計
大学数	14	3	29	46
(うち単科大学)	(0)	(1)	(12)	(13)
学部数	14	3	29	46
学科数	16	6	60	82
学部 入学定員(比率)	1,135 (14.3%)	340 (4.3%)	6,435 (81.4%)	7,910 (100.0%)
志願者数(倍率)	6,883 (6.1倍)	4,397 (12.9倍)	98,346 (15.3倍)	109,626 (13.9倍)
入学者数	1,143	399	7,754	9,296
男(男女比率)	561 (49.1%)	201 (50.4%)	2,985 (38.5%)	3,747 (40.3%)
女(男女比率)	582 (50.9%)	198 (49.6%)	4,769 (61.5%)	5,549 (59.7%)
【学部卒業後の状況】				
卒業生数	1155	341	7395	8,891
進学者(率)	707 (61.2%)	158 (46.3%)	1,143 (15.5%)	2,008 (22.6%)
男(男女比)	432 (61.1%)	105 (66.5%)	653 (57.1%)	1,190 (59.3%)
女(男女比)	275 (38.9%)	53 (33.5%)	490 (42.9%)	818 (40.7%)
就職者(率)	349 (30.2%)	147 (43.1%)	4,586 (62.0%)	5,082 (57.2%)
男(男女比)	66 (18.9%)	46 (31.3%)	1,182 (25.8%)	1,294 (25.5%)
女(男女比)	283 (81.1%)	101 (68.7%)	3,404 (74.2%)	3,788 (74.5%)
その他の者(率)	99 (8.6%)	36 (10.6%)	1,666 (22.5%)	1,801 (20.2%)
大学院(修士)				
入学定員(比率)	711 (39.0%)	134 (7.4%)	976 (53.6%)	1,821 (100.0%)
大学院入定/学部入定	62.6%	39.4%	15.2%	23.0%
志願者数(倍率)	1,070 (1.5倍)	211 (1.6倍)	1,226 (1.3倍)	2,507 (1.4倍)
入学者数	764	151	952	1,867
男(男女比)	468 (61.3%)	98 (64.9%)	541 (56.8%)	1,107 (59.3%)
女(男女比)	296 (38.7%)	53 (35.1%)	411 (43.2%)	760 (40.7%)
入定充足率	107.5%	112.7%	97.5%	102.5%
【修士修了後の進路】				
進学者(率)	203 (26.9%)	24 (16.9%)	66 (8.6%)	293 (17.6%)
男(男女比)	158 (77.8%)	20 (83.3%)	48 (72.7%)	226 (77.1%)
女(男女比)	45 (22.2%)	4 (16.7%)	18 (27.3%)	67 (22.9%)
就職者(率)	503 (66.5%)	95 (66.9%)	595 (77.3%)	1,193 (71.5%)
男(男女比)	269 (53.5%)	62 (65.3%)	368 (61.8%)	699 (58.6%)
女(男女比)	234 (46.5%)	33 (34.7%)	227 (38.2%)	494 (41.4%)

(注) 東京大学薬学部(入定80人)の1、2年次は、教養(理Ⅱ)に属していることから、学部の志願者数及び入学者数は東京大学を除いて算出。

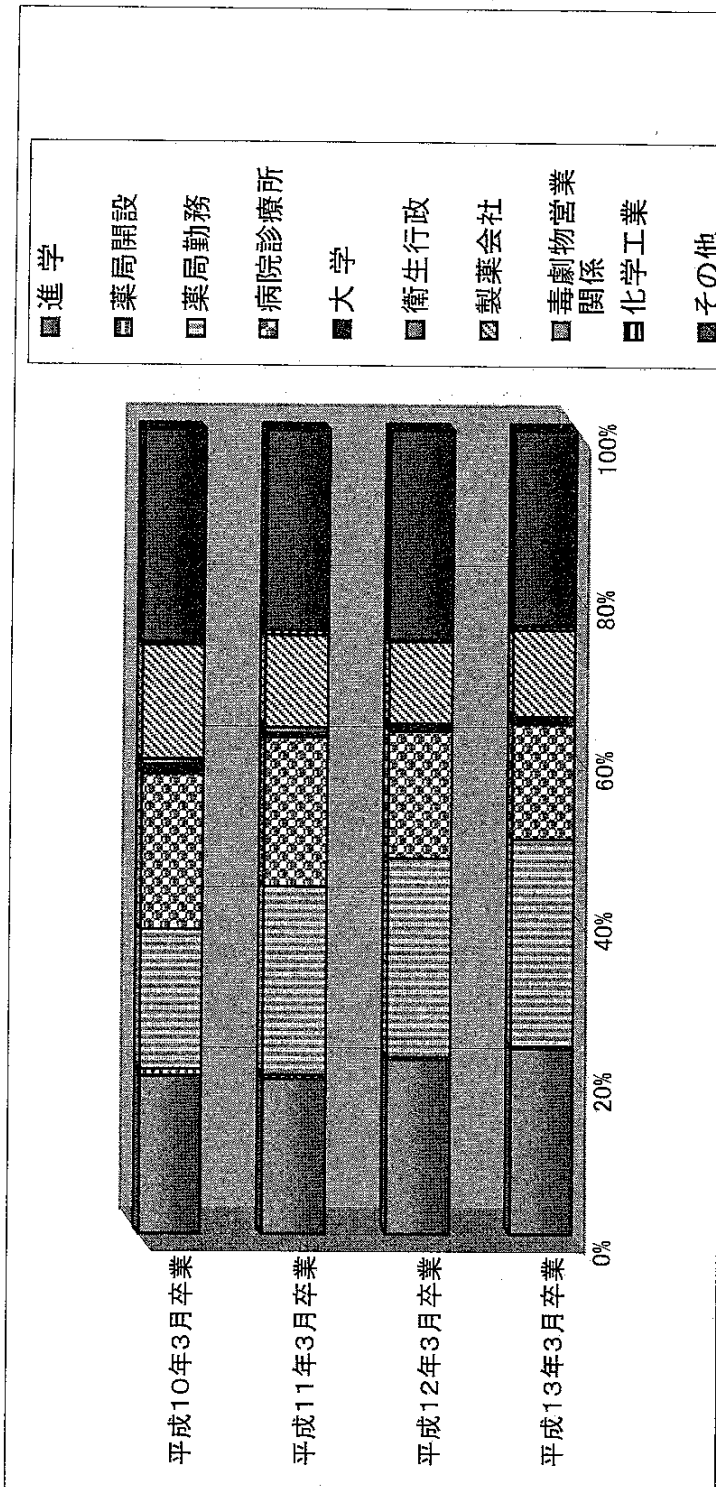
薬科大学学部卒業生 就職動向(国公立大学 男女計)

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係営業	化学工業	その他
平成13年3月卒業	23.1	0.2	25.8	14.4	0.5	0.4	10.8	0.0	0.5	24.3
平成12年3月卒業	21.7	0.2	24.8	15.9	0.5	0.4	10.2	0.0	0.2	26.1
平成11年3月卒業	19.2	0.5	23.5	18.6	0.5	0.7	11.5	0.0	0.6	24.9
平成10年3月卒業	19.6	0.8	17.4	19.4	1.1	0.7	14.2	0.4	0.0	26.4

(注)その他には、未就職者も含む。

(単位:%)



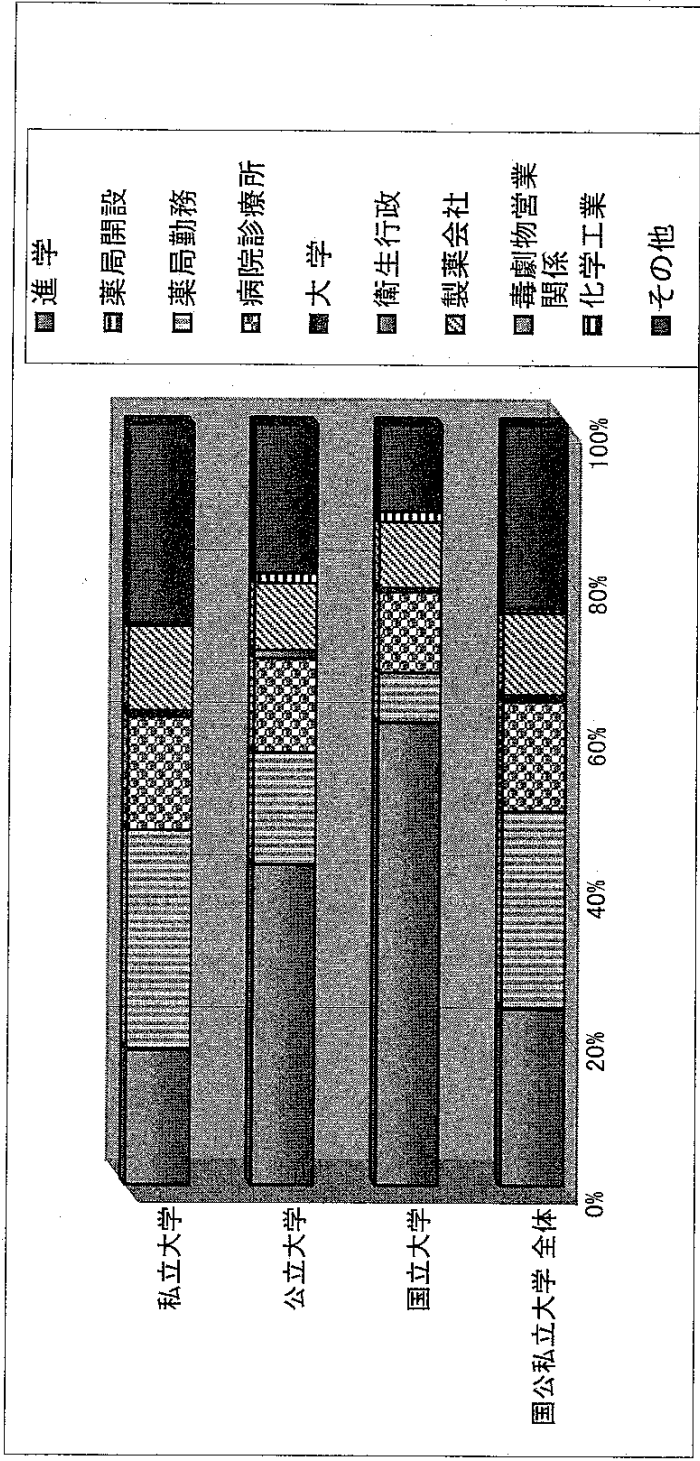
平成13年3月薬科大学学部卒業生(男女計) 設置者別就職動向

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係業	化学工業	その他
国公私立大学全体	23.1	0.2	25.8	14.4	0.5	0.4	10.8	0.0	0.5	24.3
国立大学	60.6	0.1	6.6	10.6	0.0	0.5	8.7	0.0	1.4	11.5
公立大学	42.0	0.0	14.7	12.4	0.0	1.1	8.8	0.0	1.3	19.7
私立大学	17.6	0.2	28.7	14.9	0.5	0.3	11.2	0.0	0.3	26.3

(単位:%)

(注)その他には、未就職者も含む。



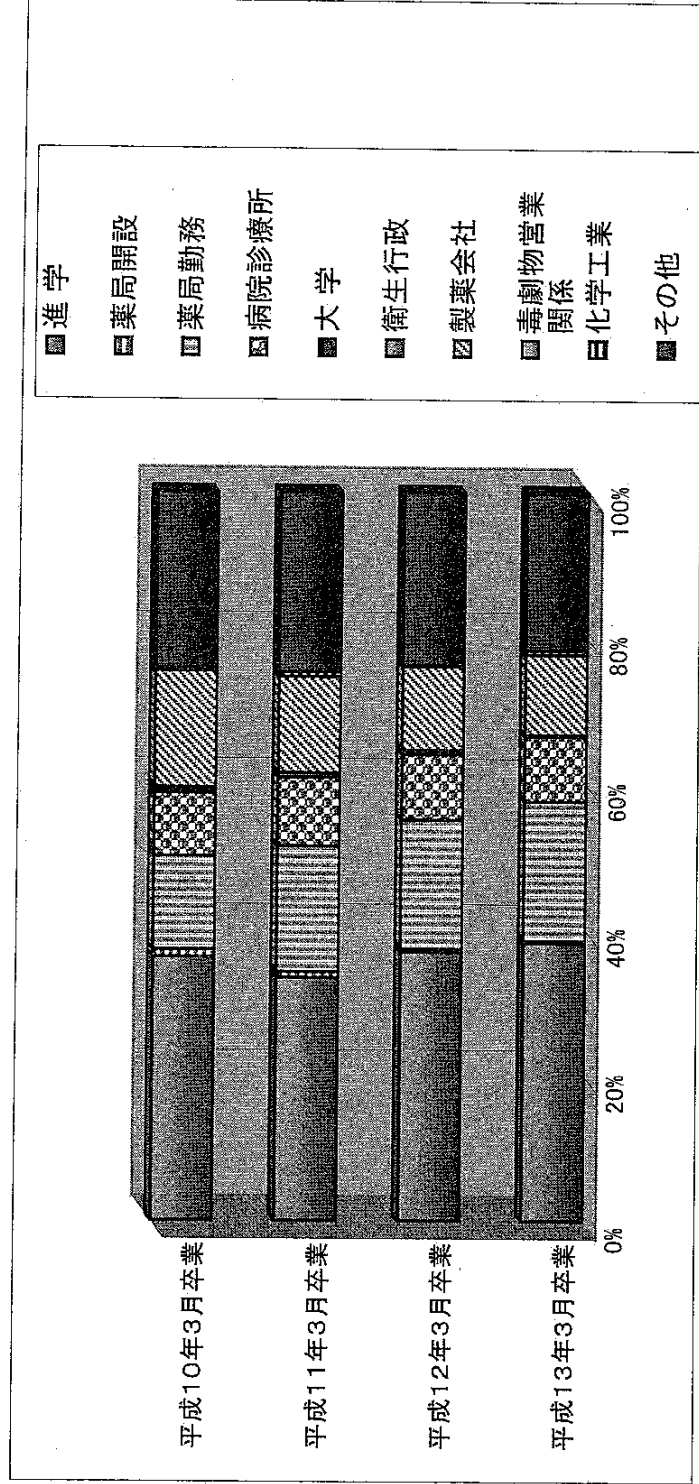
薬科大学学部卒業生 就職動向(国公立大学 男子)

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係業	化学工業	その他
平成13年3月卒業	38.1	0.3	19.2	8.9	0.0	0.2	10.9	0.0	0.6	21.8
平成12年3月卒業	36.9	0.4	17.7	9.0	0.1	0.5	11.4	0.0	0.1	23.9
平成11年3月卒業	33.3	0.8	17.3	9.4	0.1	0.6	13.1	0.0	0.6	24.8
平成10年3月卒業	36.1	1.0	12.9	8.6	0.3	0.5	15.9	0.2	0.0	24.4

(単位:%)

(注)その他には、未就職者も含む。

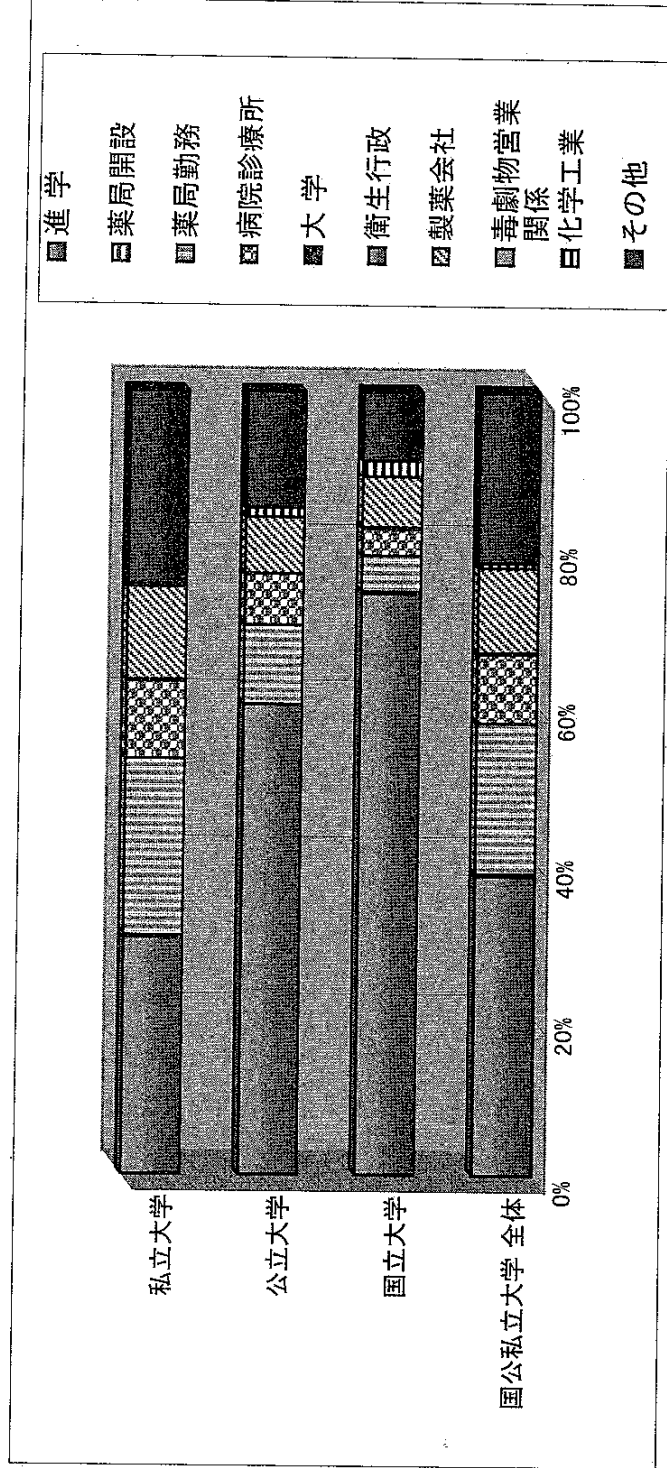


平成13年3月 薬科大学学部卒業生(男子)設置者別就職動向

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係業	化学工業	その他
国公私立大学全体	38.1	0.3	19.2	8.9	0.0	0.2	10.9	0.0	0.6	21.8
国立大学	74.2	0.2	4.7	3.4	0.0	0.2	6.5	0.0	2.0	8.8
公立大学	59.9	0.0	10.2	6.6	0.0	0.0	7.2	0.0	1.2	14.9
私立大学	30.1	0.3	22.4	10.0	0.0	0.2	11.9	0.0	0.3	24.8

(注)その他には、未就職者も含む。(単位:%)



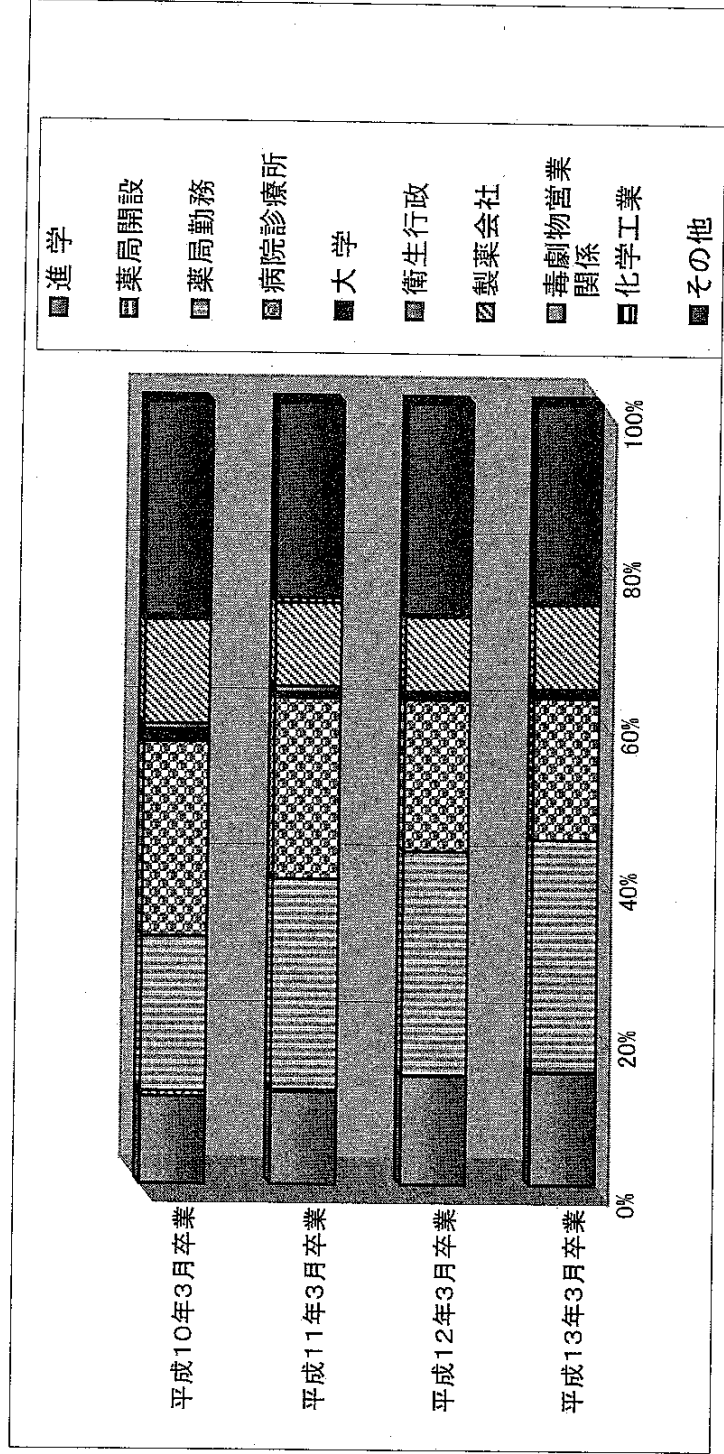
薬科大学学部卒業生 就職動向(国公立大学 女子)

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係	化学工業	その他
平成13年3月卒業	14.4	0.1	29.6	18.2	0.7	0.5	10.7	0.0	0.4	25.4
平成12年3月卒業	13.9	0.1	28.5	19.5	0.7	0.4	9.5	0.0	0.3	27.1
平成11年3月卒業	11.8	0.3	26.8	23.3	0.7	0.8	10.6	0.0	0.6	25.1
平成10年3月卒業	11.2	0.7	19.7	24.9	1.5	0.8	13.3	0.4	0.0	27.5

(単位: %)

(注)その他には、未就職者も含む。

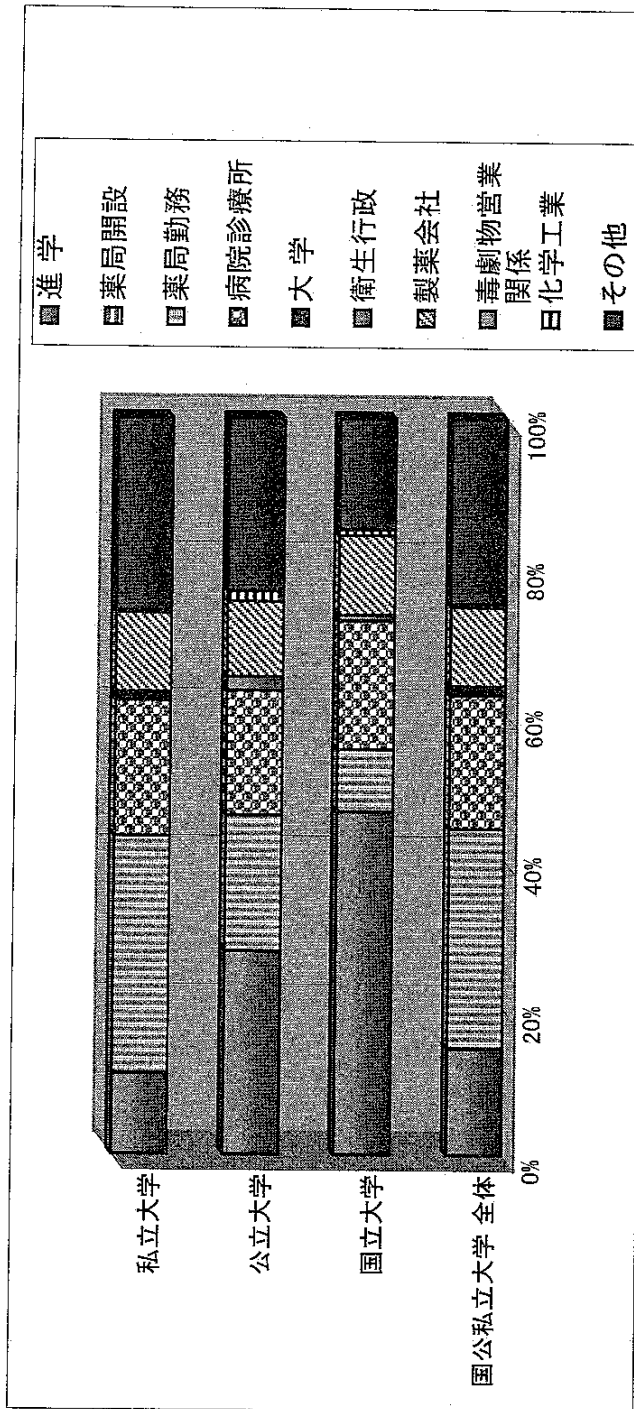


平成13年3月 薬科大学学部卒業生(女子)設置者別就職動向

薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局開設	薬局勤務	病院診療所	大学	衛生行政	製薬会社	毒劇物営業 関係業	化学工業	その他
国公立大学全体	14.4	0.1	29.6	18.2	0.7	0.5	10.7	0.0	0.4	25.4
国立大学	46.4	0.0	8.5	17.4	0.0	0.8	10.9	0.0	0.8	15.2
公立大学	27.5	0.0	18.4	16.9	0.0	1.9	10.2	0.0	1.4	23.7
私立大学	10.9	0.1	32.0	18.4	0.8	0.4	10.7	0.0	0.3	26.4

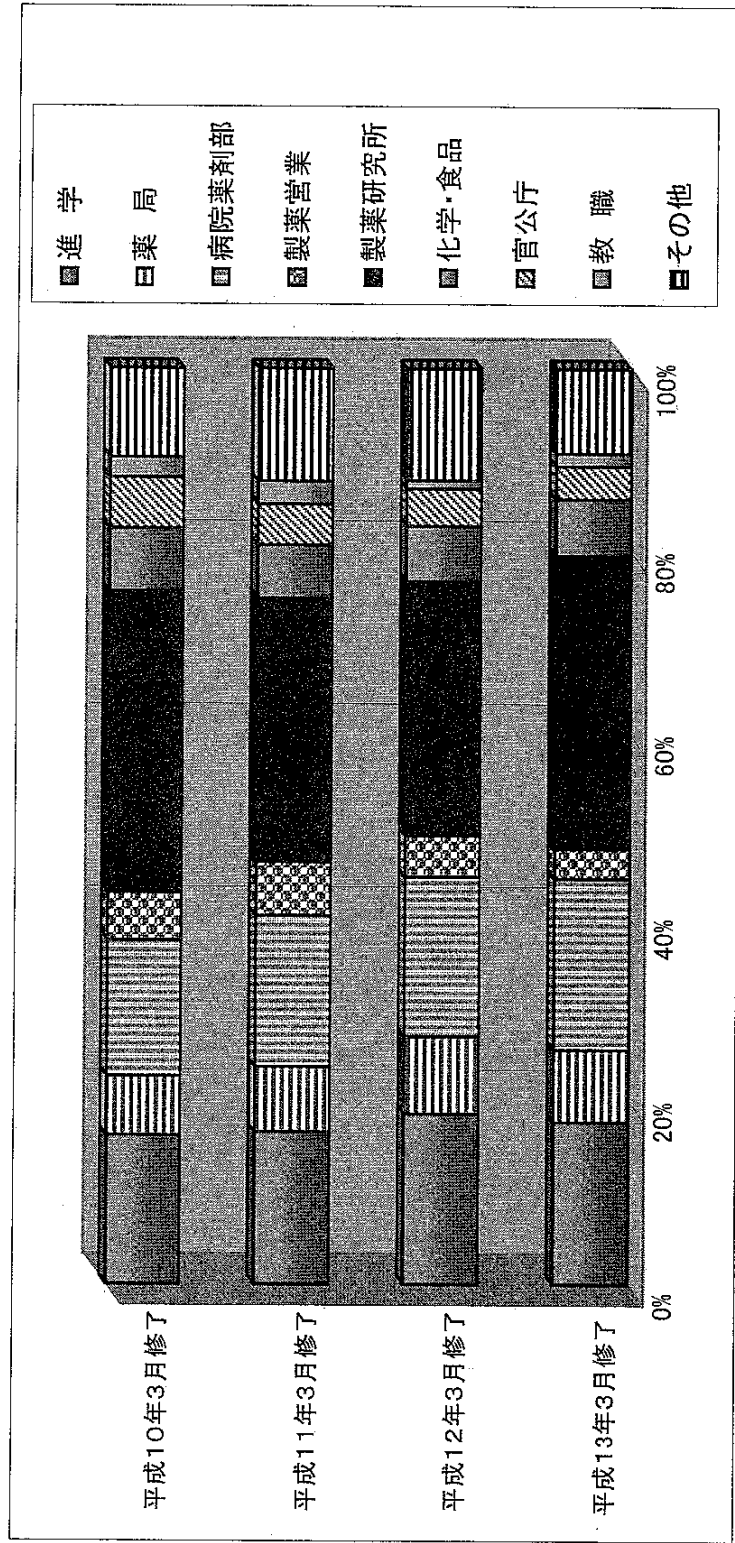
(注)その他には、未就職者も含む。(単位:%)



薬科大学大学院修士課程修了生 就職動向(国公立大学 男女計)

薬学教育協議会 調べ

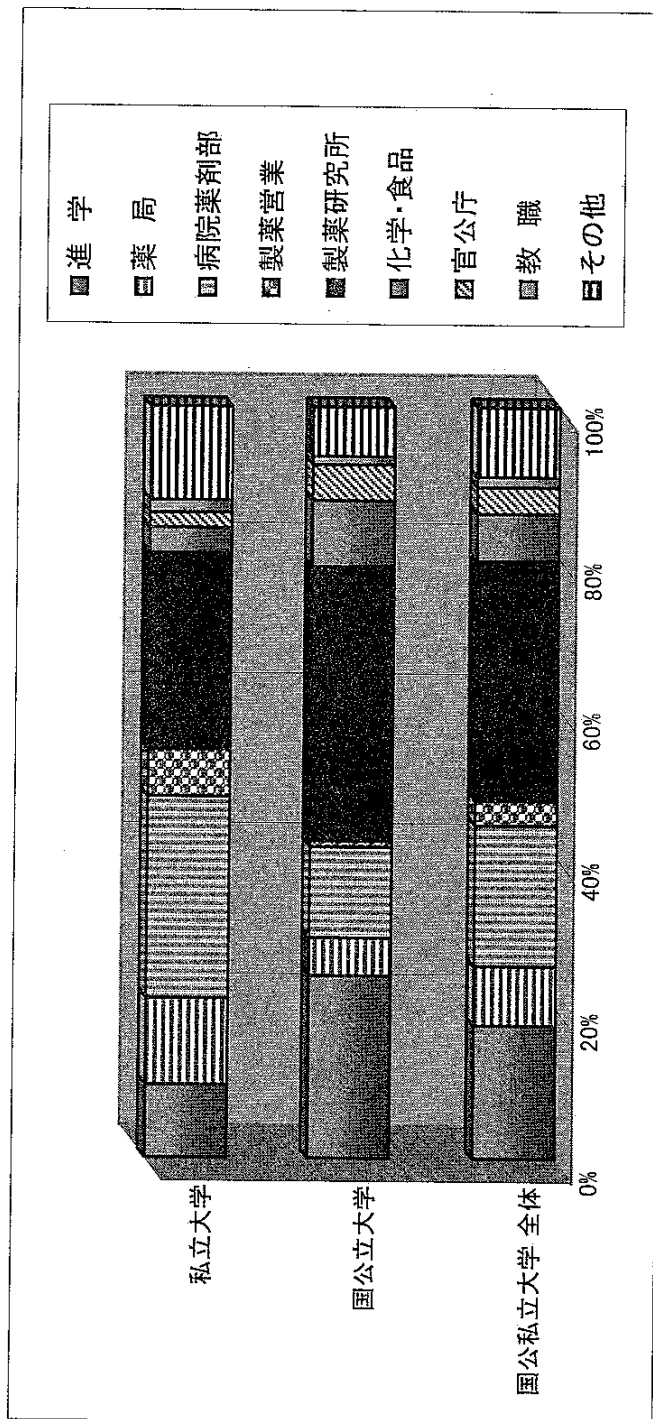
	進学	薬局	病院薬剤部	製薬営業	製薬研究所	化学・食品	官公庁	教職	その他
平成13年3月修了	17.6	7.9	18.7	3.3	31.9	6.3	3.6	1.4	9.3
平成12年3月修了	18.5	8.4	17.5	4.5	27.7	6.1	4.1	0.9	12.3
平成11年3月修了	16.5	7.1	16.5	5.9	28.8	5.8	4.5	2.5	12.4
平成10年3月修了	16.1	6.5	14.8	5.2	32.9	6.9	5.6	2.2	9.8



平成13年3月 薬科大学大学院修士課程修了生(男女計) 設置者別就職動向
薬学教育協議会 調べ

	進学	薬局	病院薬剤部	製薬営業	製薬研究所	化学・食品	官公庁	教職	その他
国公立大学全体	17.6	7.9	18.7	3.3	31.9	6.3	3.6	1.4	9.3
国公立大学	24.2	5.0	12.0	0.8	36.6	8.8	4.9	1.1	6.6
私立大学	9.7	11.4	26.8	6.3	26.1	3.4	2.0	1.7	12.6

(注)その他には、未就職者も含む。(単位:%)



平成13年度 病院等実務実習実施状況調(No.1)

社団法人 日本私立薬科大学協会

大学名	授業期間中						夏 季						春 季						人数 合計
	種別	時期	期間	学年	人数	単位	種別	時期	期間	学年	人数	単位	種別	時期	期間	学年	人数	単位	
北海道医療大学	A	7	20日	4	159	必1	C	8	5-18日	3-4	70	任	C	3	4-14日	3	3	任	232
北海道薬科大学	A	9-10	22日	4	163	必2	A	7-8	5日	1	130	選1	A	3	3日	1	48	選0.5	341
東北薬科大学	A	6・9・10	2・4週	4	70	選1	A	8	2・4週	4	14	選1	A	3	2・4週	3	327	選1	411
城西大学	A	6-7	20日	4	247	必	A	8	20日	4	1	必							248
北里大学	A	9	30日	4	40	選	A	7-8	10日	3-4	169	必・選	A	1-3	10日	3	120	必・選	329
共立薬科大学	A	6・10	4週	4	183	必	A	7	4週	4	30	必	C	3	2週	3	3	任	252
							C	8	1-2週	3-4	36	任							
昭和大学	A	6	4週	4	146	選2	A	7-8	4週	4	1	選1	A	2-3	2週	3	5	選1	162
	A	6	2週	4	9	選1	A	7-8	2週	4	1	選1							
昭和薬科大学	A・D	10-11	4週	4	138	必2	A・D	8	4週	4	25	必2	A・D	3	4週	3	7	必2	311
	A・D	10-11	2週	4	33	必1	A・D	8	2週	4	43	必1	A・D	3	2週	3	57	任1	
	E	10	2週	4	1	任	E	8	4週	4	1	任	E	3	2週	3	3	任	
帝京大学	A	9-10	20-24日	4	17	必	A	7-8	10-24日	4	12	必	A	2-3	10-24日	3	158	必	187
	東京薬科大学	A	9-10	4週	4	105	選	A	8	4週	4	47	選	A	2-3	4週	3	34	
東京理科大学							C	9	4週	4	1	任	C	3	4週	3	3	任	286
							A	8-9	2週	4	14	選	A	2-3	2週	4	16	選	
							C	8-9	2週	4	22	任	C	2-3	2週	4	44	任	
	A	6-9	4週	4	37	選2	A	7-9	4週	4	25	選2	A・C	2-3	2週	3	90	選1	
東邦大学	A	9・10	4週	4	208	選	C	8	1-2日	4	40	任	C	3	2週	3	1	任	249
							C	8	1-2週	4		任							
日本大学	A	6	4週	4	67	選	A	8-9	4週	4	12	選	D	2-3	2-4週	3	93	選	478
	D	6	2-3週	4	5	選	D	8-9	2週	4	4	選							
							E	8-9	1日	1	191	任							
							E	8-9	1日	2	106	任							
星薬科大学	A	6・10	20日	4	257	必												257	
明治薬科大学	A	8-10	4週	4	329	必2	A	7-10	3週	4	12	選3	C	3	3日-2週	3	164	任	605
							C	8	3日-2週	3-4	100	任							
新潟薬科大学	A	6・8・9	4週	4	125	必4	C	8	2週	3	1		C	3	1週	3	2	128	
北陸大学	A	10-11	20-24日	4	30	必6.5	A	7-8	10-12日	4	186	必1.5	A	3	10-12日	3	46	必1.5	280
							A	7-8	20-24日	4	10	必6.5	C	3	5-12日	3	3	任	
							C	8-9	5-12日	4	5	任							
名城大学							C・D	7-8	10-24日	4	37	選・任	C・D	2-3	10-24日	3	247	選・任	284
京都薬科大学	A	5-7	2週	4	157	必	A	7-8	2週	4	54	必	A	2-3	2週	3	211	必	434
	A	9-11	4週	4		選	A	7-8	4週	4		選	A	2-3	4週	3		選	
							D	7-8	2週	4	8	選	D	2-3	2週	3	4	選	
大阪薬科大学	A	10-12	10週	4	54	特4	A	7-8	4週	4	115	必3	A	2-3	4週	3	243	必3	516
							A	7-8	1週	4	103	選1							
							C	8	15日	4	1	任							
近畿大学	A	6	2週	4	4	選・必	A	8	2週	4	92	選・必	C	2-3	10日	3	75	任	172
	A	10	4週	4	1	選・必													
摂南大学	A	6	3週	4	232	必1.5	C	7-8	任	1-4	28	一	C	3	任	1-4	6	一	266
神戸学院大学	A	6	10-24日	4	201	必・選	C	7-8	1-10日	4	10	任	C	2-3	10-21日	3	4	任	215
神戸薬科大学	A	7-10	2週	4	289	選1	C	7-10	2週	4	3	任	A	2-3	2週	3	41	必5	333
	A	7-10	3週	4		選1							A	2-3	3週	3		必5	
	A	7-10	4週	4		選1							A	2-3	4週	3		必5	

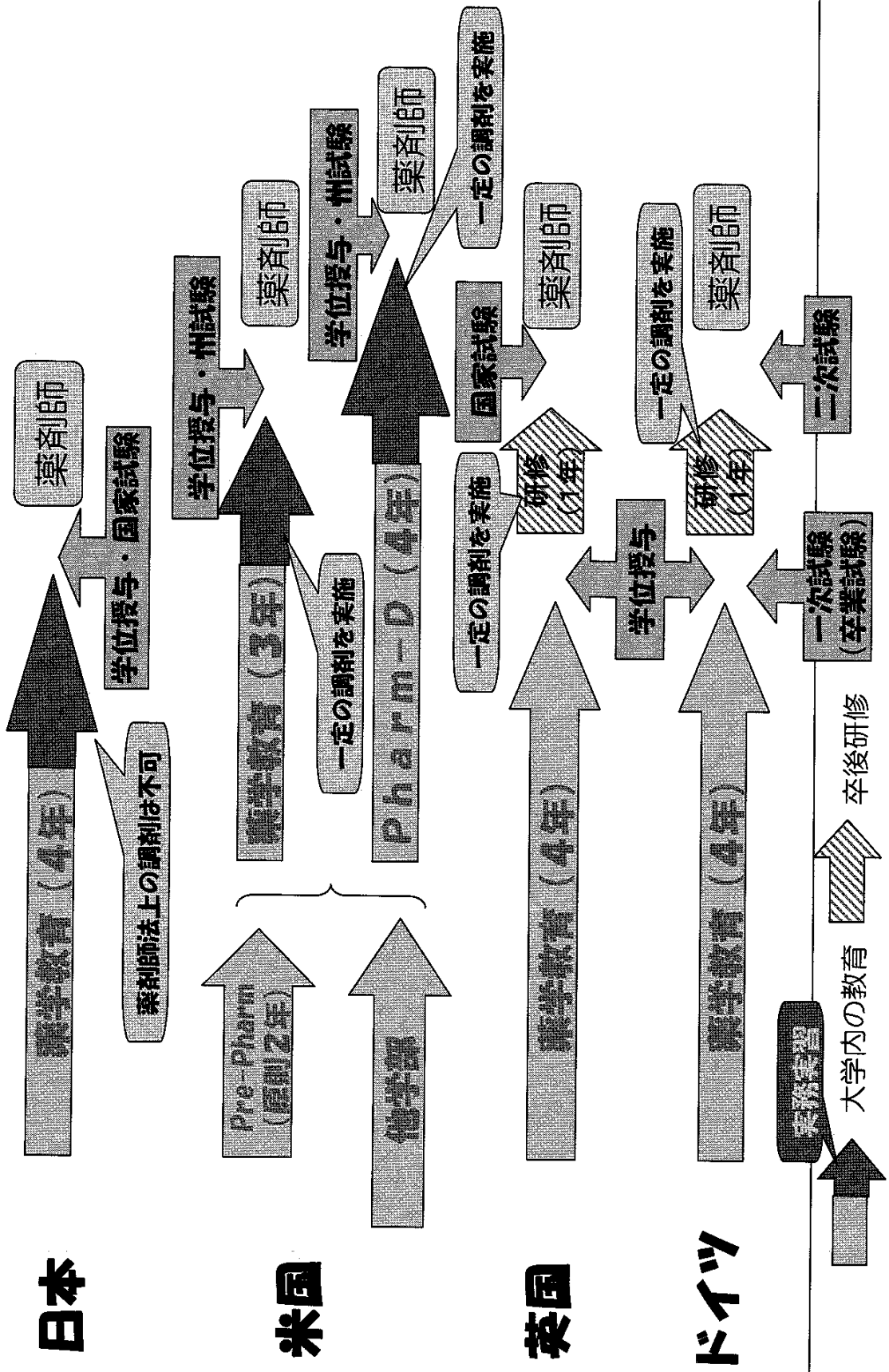
平成13年度 病院等実務実習実施状況調(No.2)

社団法人 日本私立薬科大学協会

大学名	授業期間中						夏 季						春 季						人数 合計
	種別	時期	期間	学年	人数	単位	種別	時期	期間	学年	人数	単位	種別	時期	期間	学年	人数	単位	
武庫川女子大学	A	11	2週	4	199	選1	A	8	2週	4	112	選1	A	3	2週	3	96	選1	464
	A	11	4週	4	45	選2	A	8	4週	4	12	選2							
福 山 大 学							A	7-9	2-3週	4	165	必3							283
							A	9-10	1週	4	118	選1							
徳島文理大学	A	4-6	1週	4	5	必	A	7-8	1週	4	5	必	A	3-4	1週	3	62	必	317
	A	4-6	2週	4	22	必	A	7-8	2週	4	34	必	A	3-4	2週	3	83	必	
	A	4-6	3週	4	15	必	A	7-8	3週	4	9	必	A	3-4	3週	3	54	必	
	A	4-6	4週	4	1	必	A	7-8	4週	4	5	必	A	3-4	4週	3	22	必	
第一薬科大学							D	7-8	2-4週	4	101	選1	D	2-3	2-4週	3	93	選1	194
福岡大学							A	8-10	20日	4	52	必2	A	1-3	20日	3	157	必2	209
人数合計					3,594						2,376						2,625		8,595

- (注) (1) A-正規のカリキュラムに組み込まれた病院実習、 B-薬剤学・製剤学実習の一部として実施される病院実習、
 C-休暇中に行われる任意実習、 D-前項の実習で単位を認定するもの、 E-その他
 (2) 時期一月 (3) 期間一日数または週数
 (4) 単位 卒-卒論、 特-特別実習、 必-必修、 選-選択、 任-任意

我が国と欧米諸国における
薬剤師養成課程の比較について



参照条文

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号） 抄

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとするができる。

2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とするができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

大学院設置基準（昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号） 抄

（修士課程）

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると

認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとするができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

(博士課程)

第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、第二条の二の博士課程については、その標準修業年限は、五年を超えるものとするができる。
- 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、第二条の二の博士課程において前期及び後期の課程に区分するときは、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとするができる。
- 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。
- 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、同項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、第二条の二の博士課程については、その標準修業年限は、三年を超えるものとするができる。

○ 大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日)
文部省令第二十八号
最終改正 平一四・三・二八文科令九

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。

大学設置基準

目次

第一章 総則 (第一条—第二条の二)
第二章 教育研究上の基本組織 (第三条—第六条)
第三章 教員組織 (第七条—第十三条)
第四章 教員の資格 (第十四条—第十七条)
第五章 収容定員 (第十八条)
第六章 教育課程 (第十九条—第二十六条)
第七章 卒業の要件等 (第二十七条—第三十三条)
第八章 校地、校舎等の施設及び設備 (第三十四条—第四十条)
第九章 事務組織等 (第四十一条—第四十二条)
第十章 雑則 (第四十三条・第四十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭

和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(自己評価等)

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 大学は第一項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によつて積極的に情報を提供するものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第五十三条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

一 教育研究上適当な規模内容を有すること。

二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校地及び校舎の面積並びに学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十九条、附則第二項及び第四項、別表第一並びに別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第三章 教員組織

(教員組織)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科

目制、講座制又は大学の定めるところにより、必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

(学科目制)

第八条 教育上主要と認められる学科目(以下「主要学科目」という。)は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。

ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

第十条 削除

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする。

第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学において教授、助教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でてしていると認められる者

五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助教授の資格)

第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者(助手の資格)

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第五章 収容定員

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

第六章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合

的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に依り、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期

間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の二 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(昼夜開講制)

第二十六条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう)により授業を行うことができる。

第七章 卒業の要件等

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数

と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項及び第二項並びに前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生)

第三十一条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四

単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

4 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

第八章 校地、校舎等の施設及び設備 (校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地及び校舎の面積)

第三十七条 校地及び校舎の面積については、別に定める。

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、

情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(附属施設)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学部	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船(共同利用による場合を含む。)
水産増殖に関する学部	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園(薬草園)
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。
(機械、器具等)

第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第十章 雑則

(学校教育法第六十八条に定める大学についての適用除外)

第四十三条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項並びに第三十七条の規定は、学校教育法第六十八条に定める大学には適用しない。

(その他の基準)

第四十四条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

附則(抄)

- この省令は、公布の日から施行する。
- 大学における校地の面積(寄宿舎その他附属病院以外の附属施設用地の面積を除く。)は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上の面積に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。
- 前項の規定にかかわらず、夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する場合の夜間学部に係る校

地の面積は、当該夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 大学における校舎の面積は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、その教育に支障のないよう、少なくとも次の第一表及び第二表に定める面積を下らないものとする。

第一表

学部 の種類	収容定員 の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
教育関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
法学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
経済学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
商学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
理学関係	五、七八五	八、九二五	六、二八〇
工学関係	六、六一一	一一、二三九	六、二八〇
農学関係	六、二八〇	一〇、九〇九	六、二八〇
薬学関係	五、七八五	七、七六八	六、二八〇
家政関係	四、九五八	六、九四二	六、二八〇
美術関係	四、七九三	七、九三三	六、二八〇
音楽関係	四、二九七	七、二七二	六、二八〇
体育関係	四、二九七	六、二八〇	六、二八〇

備考

- 一 この表には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設的面積は含まない。
- 二 夜間学部（同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く）における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする。

三 収容定員が四百人未満の場合にあつては、学科並びに収容定員及び教員数に応じて二割の範囲内においてこの表に定める面積を減ずることが出来るものとし、この表に定める収容定員を超える場合にあつては、教育に支障のないよう、その超える収容定員に応じてこの表に定める面積を増加するものとする。

四 二以上の学部を置く大学は、各学部が共同に使用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることが出来る（第二表において同じ。）。

五 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることが出来る。

六 この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

第二表

学部 の種類	収容定員		
	校舎	区分	人の場合の面積 (平方メートル)
医学関係	校舎 附属病院	一四、三〇〇 三一、一〇〇	一八、二五〇 三五、一〇〇
歯学関係	校舎 附属病院	九、六〇〇 五、八〇〇	一一、二〇〇 六、〇〇〇
			一三、一〇〇 六、二〇〇

備考

- 一 この表の校舎の面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設の面積は含まない。
- 二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合には、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる。
- 三 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、別に定める。
- 五 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 六 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 七 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する大学」という。）の専任教員数については、第十三条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 八 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして附則第二項の規定を適用する。
- 九 昭和六十一年度以降に期間（平成十一年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地

の面積の算定については、前二項の例による。

附則（昭三七・四・一八文令二一）

（略）

附則（平三・六・三文令二四）

- 1 この省令は、平成三年七月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第三十六条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平九・六・五文令二七）

この省令は、平成九年六月五日から施行する。

附則（平一〇・三・三一文令一一）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平一一・三・三一文令一九号に基く一部改正）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平一一・九・一四文令四〇）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成十二年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附則（平一二・一〇・三一文令五三）

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平一三・三・三〇文科令四四）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
 (大学院設置基準の一部改正)

2 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 第八条の二を削る。

附則(平一四・三・二八文科令九)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 学部の種類に応じ定める専任教員数(第十三条関係)
 イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一 学科で組織する 場合の専任教員数		二 以上の学 科で組織す る場合の一 学科の専 任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
教育関係	三二〇—六〇〇	一〇	二〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
商学関係	四〇〇—八〇〇	一四	四〇〇—六〇〇	一〇
理学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
工学関係	三〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
農学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三二〇	八
薬学関係	二〇〇—四〇〇	一四	一六〇—二四〇	八
家政関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
美術関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
音楽関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—二四〇	六
体育関係	二〇〇—四〇〇	一〇	一六〇—三二〇	八

備考

一 この表に定める教員数は教授、助教授又は講師の数を示し、その合計数の半数以上は原則として教授とする(以下別表第二において同じ)。

二 収容定員が、この表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

三 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする(以下口及び別表第二において同じ)。

四 夜間学部がこれと同じ種類の昼間において授業を行う

学部（以下「昼間学部」という。）と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、その超える収容定員に応じて相当数の教員を増加するものとする（以下別表第二において同じ。）。

五 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（以下別表第二において同じ。）。

六 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類	収容定員	人の場合の専任教員数
医学関係	一四〇	一四〇
歯学関係	八五	九九

備考

- この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、助教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。
- この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数の

うち、教授、助教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができる。

四 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

五 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、別に定める。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十条関係）

大学全体の収容定員	専任教員数
四〇〇人	七
八〇〇人	一二
一、二〇〇人	一五

備考

- この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。
- 収容定員がこの表に定める数に満たない場合は、専任教員数の一部を減ずることができる。
- 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部は医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合にあつては七人、七二〇人の場合にあつては八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。
- 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、別に定める数をこの表に定める数に加えるものとする。

(参考)

○ 校舎基準面積の算出について

(1) 大学校舎基準面積算出表 (平方メートル) < x は収容定員 >

収容定員 学部名	200人 以下	201~399	400	401~799	800	801~1,199	1,200
文・教・法 経・商	2,644	$\frac{400}{121}x + 1,983$	3,305	$\frac{500}{121}x + 1,652$	4,958	$\frac{400}{121}x + 2,314$	6,280
理	4,628	$\frac{700}{121}x + 3,471$	5,785	$\frac{950}{121}x + 2,644$	8,925	「401~799」の場合と 同じ	
工	5,289	$\frac{800}{121}x + 3,966$	6,611	$\frac{1,400}{121}x + 1,983$	11,239		
農	5,024	$\frac{760}{121}x + 3,768$	6,280	$\frac{1,400}{121}x + 1,652$	10,909		
薬	4,628	$\frac{700}{121}x + 3,471$	5,785	$\frac{600}{121}x + 3,801$	7,768		
家政	3,966	$\frac{600}{121}x + 2,975$	4,958	$\frac{600}{121}x + 2,975$	6,942		
美術	3,834	$\frac{580}{121}x + 2,876$	4,793	$\frac{950}{121}x + 1,652$	7,933		
音楽	3,438	$\frac{520}{121}x + 2,578$	4,297	$\frac{900}{121}x + 1,322$	7,272		
体育	3,438	$\frac{520}{121}x + 2,578$	4,297	$\frac{600}{121}x + 2,314$	6,280		

(備考) 1. 面積に算入できる施設

教室、研究室 (体育学部の場合は体育館)、図書館 (書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設 (学長室、応接室、事務室 (含記録庫)、会議室、受付、守衛室、使丁室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、便所

2. 2学部 (学科) 以上おく場合の基準面積の算出方法

2学部 (学科) 以上をおく場合は、基準面積の多い方の学部の面積を前表により算出し、他の学部 (学科) の面積を下表により算出し加算していく。

収容定員 学部名	200人 まで	400人 まで	600人 まで	800人 まで	1,000人 まで	1,200人 まで	1,400人 まで	1,600人 まで	2,000人 まで
法・文・経・商	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,768
音楽	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090			
体育	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768			
美術	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586			
家政	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107			
理	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247			
薬	3,305	4,132	5,123	6,115					
農	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884			
工	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049			

(2) 高等学校以下の校舎の基準面積

各学校種別ごとの省令及び都道府県で定められた基準による。

薬学教育の改善について（最終まとめ）

平成8年3月19日

薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議

薬学教育の改善について（最終まとめ）

平成 8 年 3 月 1 9 日
薬学教育の改善に関する
調査研究協力者会議

薬学教育を取り巻く社会環境の変化等に伴い、本会議では、薬学教育の改善・充実を図るための具体的諸方策について、平成 5 年 1 2 月の発足以来、1 5 回にわたり会議を開催し、調査研究を進めてきた。検討結果については、平成 6 年 7 月 8 日に「中間まとめ」を公表した後、さらに本会議が委託した薬学教育の専門家による実証的研究を参考にしつつ、平成 7 年 1 1 月 2 9 日に「中間まとめⅡ」を公表したところであり、今回、ここに最終まとめとしてとりまとめ、公表するものである。

1. 薬学教育改善の基本的な視点について

(1) 幅広い薬学関連の人材養成

我が国の薬学教育においては、今後とも病院・薬局の薬剤師、薬学の研究者・教育者、医薬品の研究・開発・情報担当者、薬事衛生行政関係者など幅広く薬学関連の人材養成を行っていくことが適当であり、学部教育では、医療薬学、創薬基礎科学の一方に偏ることなく、幅広く双方の基礎的知識・技術を修得させることにより、資質の高い病院・薬局の薬剤師、研究者等を養成していく必要がある。

(2) 医療薬学教育の重視

我が国の薬学教育においては、従来、医薬品を患者に適正に使用するための教育、すなわち、医療薬学に関する教育が必ずしも十分でなかった。

今後は、医療の一翼を担う薬剤師の資質向上を図る観点から、医療薬学の教育を一層充実していくことが急務となって

いる。同時に、医療薬学に関する研究の推進も重要である。

また、あわせて、指導者と実習受入先の確保を図りながら、病院や薬局等での実務実習を充実していく必要がある。

(3) 創薬基礎科学に関する教育研究の推進

医薬品の創製・製造に関する教育・研究は、今後も重要である。特に、近年の生命科学の進歩の中で、これまでの我が国の薬学の教育・研究の実績を基に薬学の最近のめざましい進歩に合わせ、創薬基礎科学に関する教育・研究を一層推進していく必要がある。

(4) 薬系大学の薬剤師生涯学習への貢献

薬学研究の進展、医療の高度化等に対応し、薬系大学は、薬剤師を含む薬学関係の社会人の生涯学習に貢献していくことが期待されている。

2. 学部段階における薬学教育の改善について

(1) 学部教育の位置付けと改善の方向

学部段階では、広い教養とともに専門分野の基礎を修得することを主眼とすべきであり、その観点に立って、卒業後、いずれの分野に進むにせよ、薬の本質、疾病と薬物治療、医薬創製の道筋、薬と社会のかかわり方など薬学部卒業生として必要な知識と技術に関し体系的なカリキュラムにより、教育を行っていくべきである。

各大学では、平成3年7月の大学設置基準の大綱化を受け、また、平成8年から新たな出題基準に基づいて実施される薬剤師国家試験を視野に入れながら、カリキュラム改革が進められているが、今後、学部段階で必要とされる専門教育の範囲を十分見極めつつ、抜本的なカリキュラム改革を一層進めるべきである。

(2) カリキュラム改革の観点

① 調和のとれた体系的カリキュラムの編成

各大学や学部・学科の教育理念・教育目標を踏まえつつ、薬学部卒業生として必要な知識と技術に関し、調和のとれた体系的カリキュラムを編成する。

また、授業内容についても、従来ともすれば講座あるいは教員単位で決められがちであったが、学生にどのような内容をどの範囲でどの程度教えるかを薬学部全体として組織的に考えていくことが今まで以上に重要となってくる。

その際、一般教育と専門教育の連携を図りつつ、4年間の一貫したカリキュラムを編成するとともに、基礎薬学と医療薬学を含む応用薬学の専門各分野間の相互の関連を十分吟味し、関連付けを行う必要がある。シラバスの作成も必要不可欠である。

②医療薬学と実務実習の重視

今後、医療の現場において薬剤師の果たすべき職責の重要性及び医療薬学に関する教育が不十分であったことを踏まえ、医療薬学教育の充実を図る。

病院や薬局等での実務実習（現在、通常2週間）については、実務実習期間の延長（関係機関の協力を得て、当面1か月程度を目標）やプログラム作成による内容の充実を図る。

③倫理観の醸成及び薬学生としての自覚を促す教育の実施

倫理観の醸成に資する教育については、薬学部の教育全体を通して重要視する。特に、入学後、早期の段階で倫理観や薬の社会的意義等についての教育を行い、薬学生としての自覚を促す必要がある。

④教育内容の精選

薬学のめざましい進歩の中で、学習効果の向上や履修内容の着実な修得を図るため、学部段階で教えるべき内容を十分吟味選択し、精選する必要がある。その際、大学院教育との整合性を図る必要がある。

⑤問題解決型学習の重視

将来、学生が活動する薬学関連の場で、未知の課題に遭遇したとき、それを自らの力で解決していくための創造力・判断力などを含む問題解決能力を養うという観点から、対話型授業や少人数教育等を通じての問題解決型学習を一層重視する。

⑥魅力ある授業の展開

学生の学習意欲を喚起し、着実に履修させるため、指導方法の工夫等により、魅力ある授業を展開する必要がある。

(3) 薬学教育の専門家による実証的研究

本会議の委託を受けた薬学教育の専門家による実証的研究では、今後の薬学教育の内容の在り方等について精力的に検討が行われた。その結果、下記の基本的視点に立って学部モデルカリキュラムが作成された。各大学では、本モデルカリキュラムをも参考としながら、今後、薬学のめざましい進歩に合わせて学部段階で必要とされる教育内容を十分見極め、精査しつつ、抜本的なカリキュラム改革及び教員、施設、設備等教育体制の整備を一層推進する必要がある。また、これらの取組に対する積極的な支援が望まれる。

[学部のモデルカリキュラム作成にあたっての基本的視点]

- ①分子科学を基盤に据えた教育の充実と学問の論理体系を系統的に理解させ、特に創造力・判断力を含む問題解決能力、問題提起能力を養うこと。
- ②幅広い薬学関連の人材養成。
- ③情報処理等関連する知識・技術を含め医療薬学教育の充実。
- ④病院等での実務実習の充実。
- ⑤一貫教育及び各専門分野間相互の関連づけによる教育内容の密度を高めること。
- ⑥教養教育を圧縮しないこと。

⑦カリキュラムの過密化を避けること。

なお、本モデルカリキュラムは、各大学の教育内容等を拘束するものではないので、各大学の特色、独自性を発揮したカリキュラム改革が期待される。

3. 薬系大学院の在り方について

(1) 薬系大学院の在り方

薬学の大学院は、医薬品の創製・製造及び適用、さらには衛生薬学にわたって、研究の推進と社会の要請する人材養成を行っていく使命がある。したがって、研究者養成機能と同時に高度専門職業人養成機能も重視しながら、量的にも質的にも整備充実を図っていく必要がある。

(2) 研究者養成機能の強化

研究者養成機能の強化の観点では、特に、創薬基礎科学研究の推進とそのための人材養成を図ることが求められていることから、創薬基礎科学関係の専攻の整備を図る。

(3) 高度専門職業人養成機能の強化

高度専門職業人養成機能の強化の観点では、特に医療チームの一員として高度の学識をもって専門的あるいは指導的に活躍する薬剤師を養成することが求められており、薬学教育の専門家による実証的研究では、下記の基本的視点に立って大学院修士課程における医療薬学専攻又はコースのモデルカリキュラム骨子を作成した。

各大学では、病院・薬局等医療現場での、より資質の高い薬剤師に対するニーズに適切に対応する必要があり、学部段階において薬剤師全体の資質向上を図るとともに、薬学部を卒業して薬剤師免許を取得した後に、大学院修士課程において、より高い専門能力を身に付けた薬剤師を養成することが有意義であると考えられる。このため、本モデルカリキュラ

ム骨子をも参考としつつ、各大学の特色、独自性を発揮し、大学院修士課程において医療薬学専攻等を量的にも質的にも整備することが望まれる。

[大学院修士課程（医療薬学専攻又はコース）のモデルカリキュラム骨子作成にあたっての基本的視点]

- ①医療チームの一員として、あるいは地域医療の担い手として必要な知識・技術・見識を修得させるとともに、問題解決型思考に加え、問題提起能力をも身に付けた、主に医療現場で勤務する薬剤師を養成。
- ②「修士」を授与するにあたり新たな専攻分野名称を付記。
- ③教育内容は、半年間以上の病院等での実務実習、臨床薬学特論、約1年間の特別課題研究により構成。

なお、近年、大学院修士課程等において医療薬学専攻等の設置が行われており、指導者養成の観点からも、今後、一層の整備が望まれるが、これらの整備の推進には、大学院修士課程修了者に対する医療現場等のニーズの一層の拡大など社会的な環境整備が必要であるとともに、大学院修士課程修了に加え、例えば一定の条件を充たした者を、民間の第三者機構等などが認定を行うなどにより、社会的に認めるための制度が有意義であろう。

薬剤師としての資質能力は、卒前教育のみならず生涯を通じた各段階を通じて向上していくものであり、このような観点から生涯研修の改善・充実のための施策を推進する必要がある。その中でこのような認定制度は、医療の現場で勤務する薬剤師としての資質の向上や待遇改善にとって有意義である。また、既に薬剤師として就業している者についても、経験年数や研修、研究実績等に応じて認定を行うこととすれば、研修意欲の喚起につながり、また、学歴によるランク付けを

医療現場にもたらずともなく、新規のみならず現職の薬剤師全体の資質向上に資すると考えられる。

(4) 社会人の現職教育への貢献

薬剤師を含む社会人の現職教育に貢献する観点から、社会人特別選抜の実施、科目等履修生制度の活用や昼夜開講制の実施あるいは夜間大学院の開設などを通じて、社会人の受け入れ体制の整備を図る。

(5) スクーリングの重視

体系的なカリキュラムによる教育の実施や研究指導方法の改善を図るなど、スクーリングを重視した教育に大学院全体として組織的に取り組む必要がある。

4. 薬学教育の年限の在り方について

(1) 薬学教育の年限の在り方についての検討点

社会のニーズに応えられる薬剤師を養成するためには、医療薬学関連科目の充実や長期の実務研修が必要なため、薬剤師国家試験受験資格として薬学教育の年限を延長することが必要であるとの議論があり、本会議においても、時期を定めて学部6年の一貫教育へ移行することが望ましいとの強い意見があった。

薬学教育の年限の在り方は、薬剤師の在り方、薬剤師国家試験と密接にかかわっている。このため、薬学教育の年限の在り方の検討に際しては、将来の薬剤師の在り方等を念頭に置き、かつ、以下のような諸要因を見据える必要がある。

①大学、大学院の現況

平成7年度現在、薬系大学の学部の入学定員は

7,720人であるのに対して、大学院修士課程の入学定員は国公立あわせても1,200人程度（うち医療薬学専攻等は200人程度）である。このため、薬剤師養成のための薬学教育の年限の在り方として、学部の教育年限を

延長する、あるいは、大学院修士課程修了程度とする場合のいずれにしても、大学の教員、施設・設備等の整備について莫大な投資を要することになり、国公立を問わず、これらの整備を容易には行い得ない。

②病院等での実務実習を充実するための条件整備

薬学教育において医療薬学教育の充実を図ることが重要であり、今後、医療の現場において薬剤師の果たすべき職責の重要性に鑑みると、病院・薬局等での実務実習期間の延長（関係機関の協力を得て、当面1カ月程度を目標）やプログラム作成による内容の充実を図る必要がある。このため、現在、各大学等において様々な努力がなされているが、現状では1カ月程度でも実習施設の確保、指導体制等において困難な点が多いため、今後、医療機関等の理解、協力をも得つつ、これらの課題の解決に努めていく必要がある。

③薬学部入学希望者への影響

18才人口の減少等、高等教育を取り巻く環境の変化のなかで、薬学教育の年限が延長された場合の薬学部入学を希望する高校生の進路選択への影響を十分見極める必要がある。

④創薬基礎科学に関する教育研究機能への影響

薬学教育においては、前述の通り、幅広く薬学関連の人材養成を行っていくことが適当であるが、病院・薬局等で勤務する薬剤師養成充実の観点のみから教育年限を延長した場合、研究面での優秀な人材の確保、養成が困難となり、薬系大学における創薬基礎科学に関する教育・研究機能に大きな影響を与えることが懸念される。

(2) 薬学教育の年限の在り方

今後、薬剤師の資質向上を図る観点から医療薬学教育を一層充実していくことが急務であるが、上記の検討点を踏まえ

ると、現時点で、薬学教育の改善にあたって、また、薬剤師国家試験受験資格として、現行の学部4年の年限を延長するには難しい課題が存しており、当面は、前記の方向に沿って、学部段階における薬学教育の抜本的改善と大学院修士課程の拡充を中心に現行制度の枠内で薬学教育の改善を図ることが現実的といえる。なお、この年限問題に関連して、将来、大学院の整備状況の推移によって薬系大学院が創薬基礎科学関係の専攻と医療薬学専攻の大きく二つの分野に発展・分化していく可能性があるとの意見もあった。

年限の在り方の問題は、大学院修士課程の整備の進展や大学院修士課程修了者に対する医療現場の需要動向等、現実的に解決するべき問題点の推移等を踏まえつつ、今後とも継続して検討すべき問題であると考えられる。

5. 今後継続して取り組むべき課題について

① 病院等での実務実習の充実

現在は、学部段階及び大学院修士課程における病院等での実務実習充実にあたって、実習施設の確保や指導体制等、困難な点が多いが、今後、各大学の努力とともに医療機関等の理解、協力をも得つつ、これらの整備等に努めることが必要である。

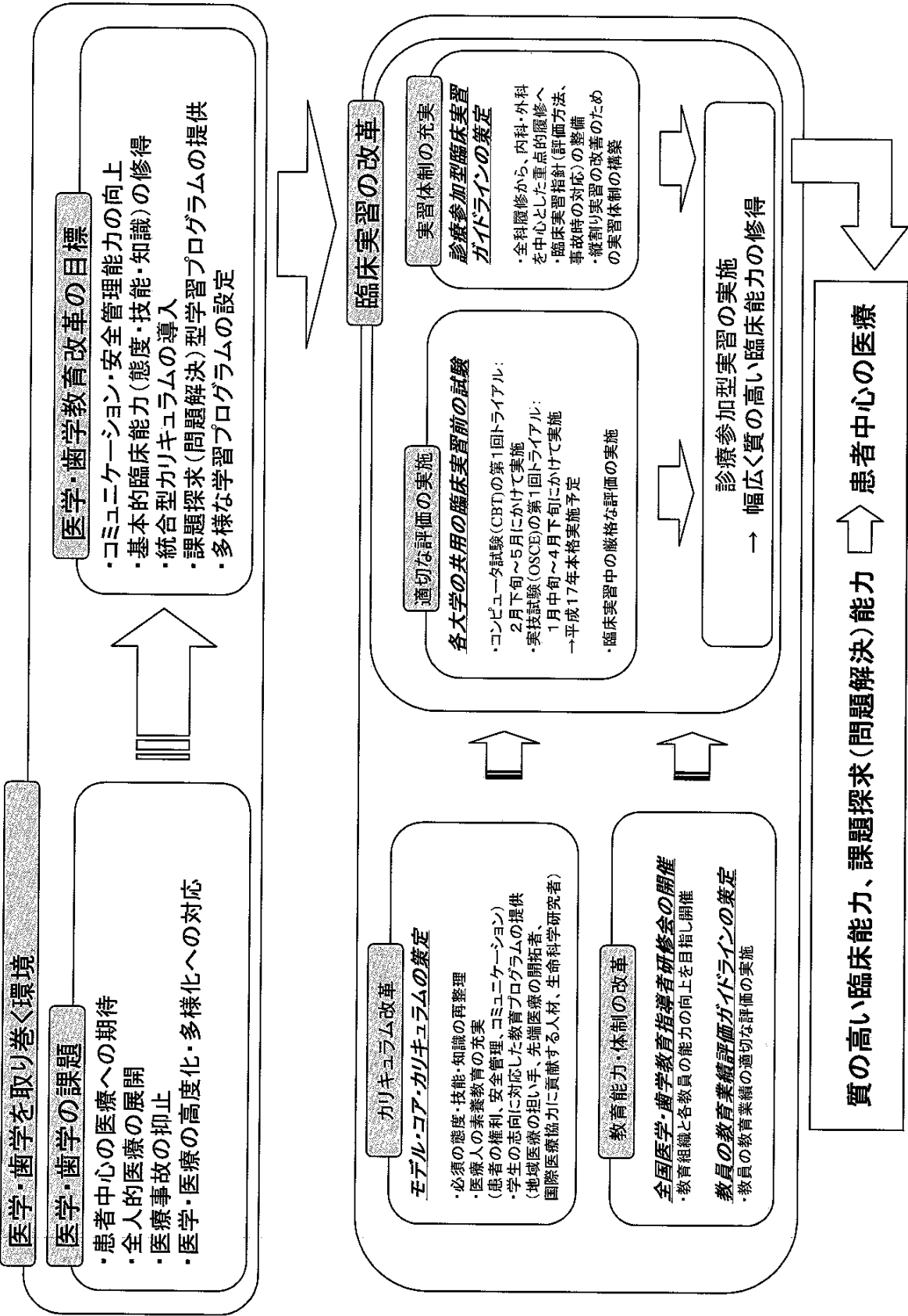
② 行政、関係団体等の協議のための機関の設置

当面、医療薬学教育の充実に図っていく上で、学部教育の改善に加え、大学院修士課程整備、病院等での実務実習体制整備、認定制度の創設、生涯研修の充実、医療現場のニーズの拡大等が必要であり、これらの施策を進めるための関係行政機関、関係団体等を構成者とする協議の場を設けることが必要であると考えられる。

薬学教育の改善に関する調査研究協力者名簿

- 大石 幸子 北里大学薬学部教授
- 木村 榮一 広島大学医学部（総合薬学科）教授
- 日下 晃 学校法人武庫川学院理事長、武庫川
女子大学長
（社団法人 日本私立薬科大学協会会長）
- 五味 保男 金沢大学薬学部教授
- 志村 令郎 京都大学理学部教授
- 鈴木 昭憲 東京大学農学部教授、副学長
- 高橋 則行 （社）日本病院薬剤師会専務理事
- 辻 章夫 昭和大学名誉教授
- 主査 南原 利夫 星薬科大学長
- 平岡 哲夫 三共（株）化学研究所長
- 廣部 雅昭 東京大学薬学部教授
- 宮崎 利夫 東京薬科大学名誉教授
- 矢内原 千鶴子 大阪大学医学部教授（医学部附属病
院薬剤部長）
- 吉本 與一 （社）日本薬剤師会副会長

医学・歯学教育の改革

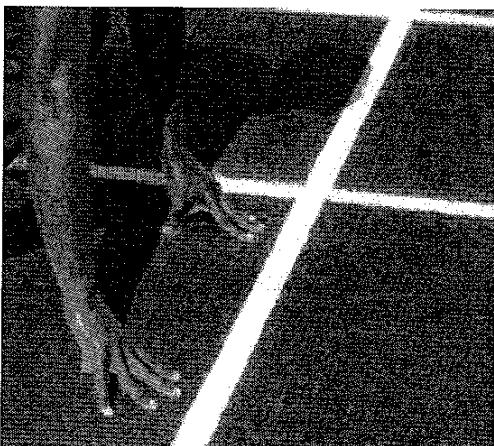


臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム

～ 第1回トライアルにあたって ～

臨床実習開始前の共用試験システムとは？

臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システムは、医・歯学生のみなさんが、医療チームの一員として診療に参加する診療参加型の臨床実習を行うため、必要な態度・技能・知識が備わっているかについて、CBTとOSCEを用いて評価するものであり、「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」等によりその必要性が指摘された、社会的に注目度の高い試験です。

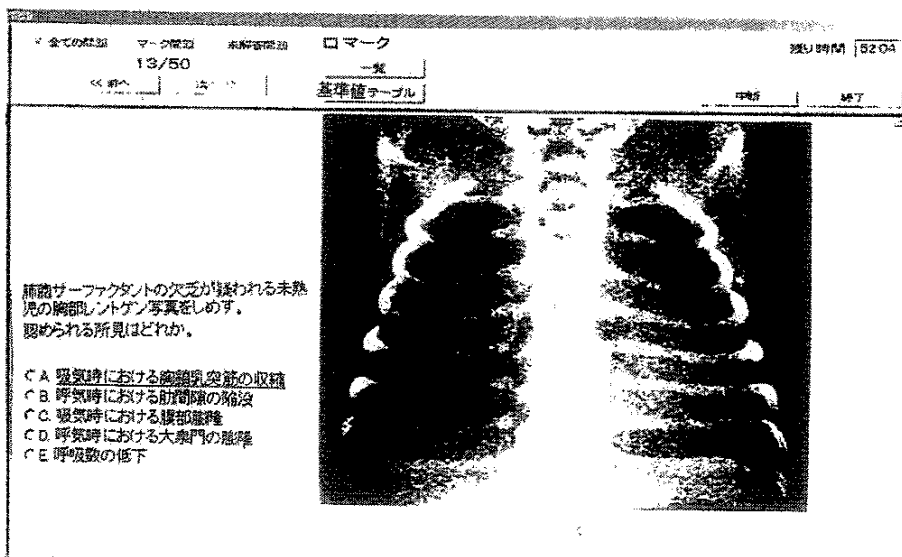


この試験は、参加を希望する各大学によって運営され、その使い方については各大学に委ねられています。

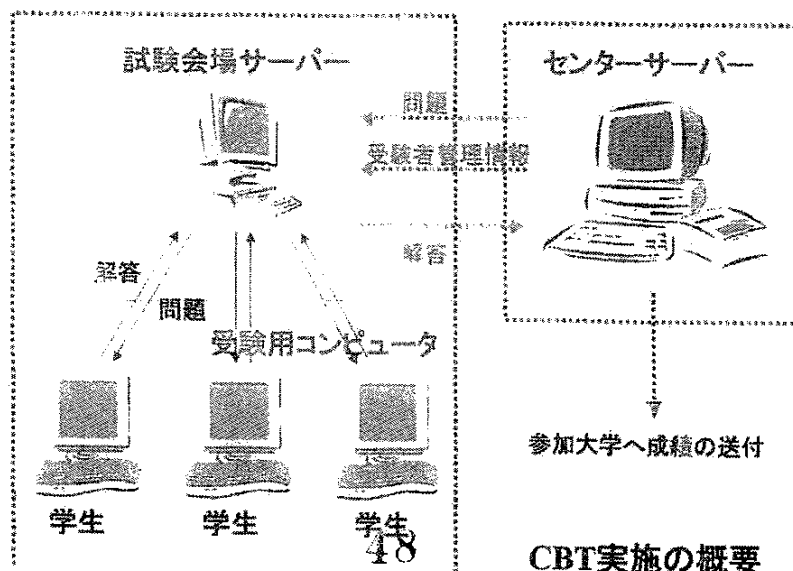
CBT (computer based testing)

共用試験は、2つの試験方法を用いてみなさんの態度・技能・知識を評価するものであり、そのうちの 하나가 CBT (computer based testing) です。共用試験における CBT は、下の画面のようにコンピュータに映し出される多肢選択型の問題の、正解と思われる選択肢をクリックすることによって解答するものです。

「医学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の体系に基づいて作成され、共用試験システムのセンターサーバーに蓄積された 医学約 3000、歯学約 1000 の問題が各大学のサーバーに送られ、その中から一人一人まったく異なった 100 題が受験用コンピュータに送信されます。第1回トライアルにおいては、みなさんにこの 100 題を約 2 時間にわたり回答していただく予定です。



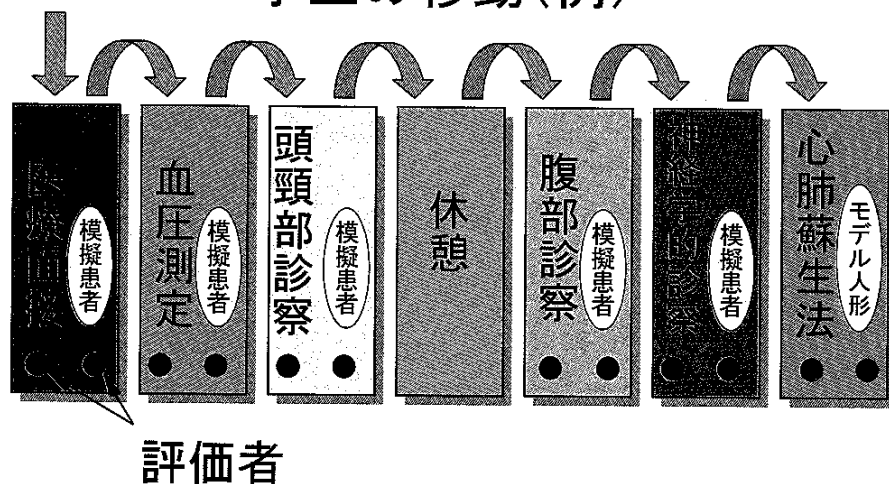
※問題の内容は共用試験とは無関係です。



OSCE (objective structured clinical examination)

共用試験に用いられるもう一つの試験方法が、OSCE (objective structured clinical examination) です。OSCEとは、複数のステーション (試験場) を使用して、1ステーションあたり5分から10分程度の時間内に臨床能力の評価を行うための試験です。共用試験においては、学生を評価する評価者が大学間で相互に乗り入れることによって、外部評価者による客観的な評価を行えるようにします。今回の第一回トライアルにおいては、12医科大学6組においてこの相互乗り入れが行われます。歯学OSCEに関しても、課題内容やマニュアルについての検討が行われています。

OSCEのステーションの配置と 学生の移動(例)



第1回トライアル

共用試験については、平成17年に本格実施を開始する予定ですが、共用試験を有効なものにするため、その実施前に、CBT用の問題のプールや、システムの稼働確認などの必要な準備を行う必要があります。

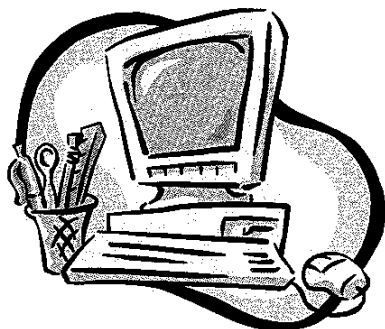
第1回のトライアルは、その準備を目的としたものであり、みなさんの協力が今後の医学教育・歯学教育に大きく寄与します。

協力のお願い

共用試験の成功は、今後の医学・歯学教育の改善の鍵を握る重要なものであり、参加校一同全力を挙げてそのために取り組んでいるところですが、この試験の精度を上げることは、医・歯学生のみなさんの協力なくしてはできません。また、第1回トライアルに参加することは、自分の態度・技能・知識の到達度を図るためにも非常に有用です。

是非積極的にご参加いただき、今後の医・歯学教育の質の向上に貢献していただきたいと思います。

なお、CBT試験の素点につきましては、後日大学にお知らせする予定にしております。



※ 「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「医学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の内容については、

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/010/index.htm

の【答申】をご覧ください。

※ 各大学における実施の詳細は所属大学の教務担当者にお問い合わせをご確認下さい。

臨床実習開始前の学生評価のための
共用試験システムに関する研究班